# 第4章 計画の内容

女性支援法では、売春するおそれのある女子を保護・更正させる、という売春防止法の目 的から脱却し、女性の福祉の増進を図り、人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮 らせる社会の実現をめざすこととされました。

女性を取り巻く状況は変化しており、女性が女性であるが故に抱える問題は複雑化し、支援ニーズも一層多様化しています。こうした社会的に弱い立場にある、困難な問題を抱える女性をできるだけ生み出さないようにするとともに、困難な問題を抱えた方を自立へとつなげ、社会全体で、個々の状況に応じて当事者目線に立って柔軟に支援していくことが必要です。

本章では、本計画における基本目標や、支援に係る基本的な考え方、各機関の役割分担等を示すとともに、県が実施する支援の内容を示します。

### 1 基本目標

本計画において、めざすべき社会として、次の基本目標を掲げます。

## 困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らす ことができる社会の実現

### 2 基本理念

困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現をめざして、次の3つの基本理念に基づき、国、市町村、民間団体等と連携・協働しながら施策を実施します。

## I 人権を尊重し、ジェンダー平等の実現に資する支援

DV被害や、女性等を巡る困難な問題は、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという認識の下、国籍や生まれた場所、疾病や障がい、過去の経験に起因する様々な事柄に対する差別、社会的な排除を受けず、自立して暮らすことができるよう人権に配慮した支援を実施すること

## Ⅱ 当事者目線に立った支援

困難な問題を抱える女性等の目線に立ち、当事者の意思を尊重して、多様化したニーズに応じた支援を実施すること

## Ⅲ 様々な機関と連携・協働した切れ目のない支援

国及び県・市町村の関係機関、柔軟な視点できめ細かい支援を行う民間団体、専門機関等の様々な機関と幅広く連携・協働しながら、早期発見、相談、一時保護、自立支援まで、切れ目のない支援を実施すること

支援に当たっては、当事者本人の心身の安心・安全の確保等に留意しつつ最大限にその意思を尊重し、本人の立場に寄り添って、当事者の早期の把握から相談へつないでいくことが重要です。一人ひとりのニーズに応じて、施設等への入所、生活支援や被害からの回復支援を行い、地域生活への移行や自立支援まで、関係機関等が連携・協働して包括的な支援を実施することが必要です。県が実施する具体的な支援に際しては、関係者皆が次の点を常に認識する必要があります。

#### (1) 当事者に寄り添い、一緒に考えていく姿勢

当事者がめざすべき自立は、経済的な自立のみを指すものではなく、自身の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含むものです。そのためには、「本人の自己決定」及び「自己選択」が重要です。当事者本人が自己決定できるよう、十分な情報提供に基づく、丁寧なソーシャルワーク <sup>12</sup>を行い、本人に寄り添い一緒に考えていく姿勢を持ちます。

#### (2) 当事者の早期発見

行政機関に支援を求めることができない、あるいは求めない方がいることを認識し、 当事者の早期発見に取り組みます。特に若年層については、民間団体や児童相談所等の 関係機関とも連携しながら、あらゆる制度や機会を活用し、支援対象となる当事者の発 見につながるよう対応します。

#### (3) 当事者の声を受け止める体制

当事者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止めた上で、適切な支援が提供できる機関につなぐ支援を行います。

#### (4) 当事者のライフステージに合わせた支援

若年世代から子育て世代、中年・高齢世代と、幅広い年齢層の当事者それぞれのライフステージに合わせて、各関係機関や民間団体等とも連携し、立場に寄り添った支援を行います。

#### (5) 問題解決に向けた包括的な支援

性暴力やDV被害等に遭った方をはじめとする当事者の多くは、無力感や疲弊感から 自らの意思や希望等を表すことが難しい状況に置かれている場合が多いことに留意し、 自立を困難にしている様々な原因を理解し、問題解決に向けて包括的に対応します。

#### (6) 支援が途切れても繰り返しつながり支えていく姿勢

各関係機関や民間団体等が十分に連携・協働を図りつつ、支援を継続することが重要です。支援が途切れても再度つながることができるよう、当事者に寄り添い支えていく 姿勢を持ち続けます。

#### (7) 当事者のプライバシーの尊重

相談内容や一時保護の日時、当事者の氏名等を含む安全に関わる情報の取扱いに万全 を期するものとし、当事者のプライバシーを尊重し、その個人情報について適切に取り 扱います。

<sup>12 「</sup>ソーシャルワーク」

人々が生活していく上での問題を解決・緩和することで、質の高い生活(QOL)を支援し、個人のウェルビーイング(心身ともに健康で幸せな状態)を高めるための社会福祉援助のこと。

### 3 対象地域

この計画は、神奈川県内全地域を対象としています。

### 4 対象者の考え方

本計画の対象者は、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題 を抱える女性等とします。

女性が、女性であることにより、性暴力や性搾取等の被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会的又は経済的困難に陥るおそれがあること等を前提とする女性支援法の趣旨にのっとり、本計画においても、対象者を困難な問題を抱える女性としています。なお、年齢、障がいの程度、国籍等を問わず、これまで女性支援事業の対象となってきた方を含め、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性は支援の対象となります。さらに、適切な支援を受けなければ将来的に問題を抱えるおそれのある女性も含みます。性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する日常生活における生きにくさや、人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、配慮ある支援をしていきます。

女性が抱える困難の一つに、配偶者等からの暴力があります。DV防止法上の対象者は、「配偶者から暴力を受けた者」ですが、本計画においては、DV防止法の対象外の「親、子ども、親族、交際相手からの暴力を受けた者」も含みます。

「暴力」とは、殴る、蹴る等の「身体的暴力」にとどまらず、暴言を吐く、脅かす、人格を 否定するなどの「精神的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、外出や親族・友人と の付き合いを制限するなどの「社会的暴力」、性行為を強要するなどの「性的暴力」のような 行為を広く「暴力」として扱います。

なお、本計画においてはDV被害者のセクシャリティを問わず、対象とします。

困難を抱える男性(配偶者等からの暴力被害を受けた当事者を除く)への支援については、本計画の中では、記載していませんが、これは、本計画が女性支援法に基づく都道府県基本計画という性格を持つためです。当事者以外の困難を抱える男性に関する支援については、個別の相談等の事例の中で配慮していくことになりますので、その支援のあり方については、各分野における県の個別計画の中で示すこととします。

### 5 重点目標

現状の課題を踏まえ、次の5つの重点目標を定め、各施策に取り組みます。

重点目標1

関係機関と連携・協働した支援体制の充実

重点目標2

早期発見・対応と周知・啓発

重点目標3

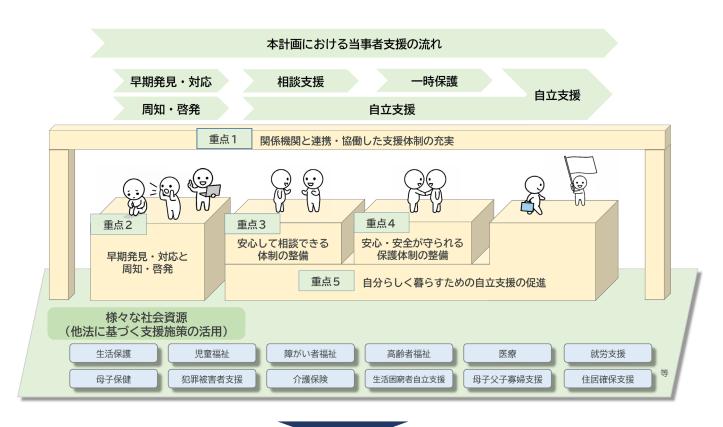
安心して相談できる体制の整備

重点目標4

安心・安全が守られる保護体制の整備

重点目標5

自分らしく暮らすための自立支援の促進



困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすこと ができる社会の実現へ

### 6 支援の体制

#### (1)県と市町村の役割

当事者への支援は、地方公共団体の責務として実施するものであり、県・市町村・関係機関との適切な役割の下、それぞれが密接に連携を取りながら実施します。

#### ア 県の役割

- ・当事者への支援に関して、中核的な役割を果たすとともに、地域のニーズに応じた 施策を検討・展開します。
- ・女性相談支援センター、女性自立支援施設、配偶者暴力相談支援センター等を設置 します。
- ・県本庁機関、女性相談支援センター、県配偶者暴力相談支援センター、町村を所管する県福祉事務所に女性相談支援員等を配置し、当事者のための支援の充実に取り組みます。
- ・市町村等における女性支援が円滑に実施されるよう、女性相談支援センターや県本 庁機関の女性相談支援員等が協働し、調整や助言を行います。
- ・支援調整会議等を通して、県内における支援を必要とする女性の状況を把握します。
- ・当事者への支援に関して、毎年支援計画の状況を評価・改善し、その周知を図ります。
- ・段階的・重層的な支援を行っていくため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援のあり方を検討し、地域内の女性支援の実施状況や実施体制を把握します。
- ・当事者への支援に関する活動を行う民間団体との協働による女性支援を通じ、当事者がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備します。
- ・広域的な観点から、市町村が実施する当事者への支援が円滑に進むよう、市町村に おける基本計画の策定状況や各種施策の取組み状況等についての情報提供等を行う とともに、県全体の取組みが進むよう、市町村の取組み状況を把握し、市町村の女性 相談支援員への研修機会の確保、指定都市が女性相談支援センターを設置する際の 情報提供・相談等、市町村への支援を行います。

#### イ 市町村の役割

- ・市町村基本計画の策定及び女性相談支援員の配置に努めます。
- ・当事者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たします。
- ・当事者の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉・母子保健、障がい者福祉、高齢 者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあ ることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署が それぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、当事者が必要とする支援を包括的に 提供します。
- ・必要に応じて、県や市町村、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の県や市町村等 と連携して支援を行う等、関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮します。

- ・情報連携及び支援方針の決定が円滑に行われるよう、関連部署が参加する会議の開 催等の工夫に努めます。
- ・当該市町村内における、当事者への支援窓口の周知等に努めるほか、当事者への支援に関する活動を行う民間団体と協働した支援を積極的に担うことに努めます。

#### ウ 県及び市町村の役割

- ・県及び市町村は、単独又は共同して、当事者への支援を適切かつ円滑に行うため、当 事者への支援に従事する者その他の関係者により構成される支援調整会議を組織す るよう努めます。
- ・県及び市町村は、当事者の支援に係る施策の普及・啓発、調査研究の推進、支援に係る人材の確保や養成及び資質向上、民間団体の安全かつ安定的な運営のための援助に努めます。

#### (2) 支援に関わる各機関の役割

#### ア 女性相談支援センター

女性相談支援センターは当事者が抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握するためのアセスメント <sup>13</sup>を踏まえ、本人の希望と意思を最大限に尊重しながら当事者目線に立った支援を検討し、実施します。また、県本庁機関と協働して、市町村や関係団体への助言や支援を行います。前身は 2023 (令和5) 年度までの売春防止法に基づく婦人相談所(県の呼称は女性相談所)です。

女性相談支援センターは、次の役割を有します。

- ・当事者の立場に立って相談に応じることや、相談を行う機関の紹介
- ・当事者及び同伴家族の安全確保及び一時保護
- ・当事者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等
- ・当事者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- ・当事者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、 関係機関との連絡調整その他の援助

#### イ 女性相談支援員

女性相談支援員は当事者が適切な支援を受けられるよう、丁寧なヒアリングによる アセスメントを行い、当事者の意思決定を支援し、必要に応じて関係機関と連絡調整 を行います。前身は 2023 (令和5) 年度までの売春防止法に基づく婦人相談員(県の 呼称は女性相談員)です。

県の女性相談支援員は、次の役割を有します。

#### (県保健福祉事務所に所属する女性相談支援員)

- ・困難な問題を抱える女性への相談支援
- ・支援の入り口の役割を果たすとともに、支援対象者を適切な支援につなげ、継続 した支援を実施

<sup>13 「</sup>アセスメント」

- ・自立支援に関する各種制度の情報収集、提供及び助言
- ・町村との連携及び連絡調整
- ・児童福祉、母子福祉・母子保健、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生 活保護等の実施機関と連携及び連絡調整、各種手続きの支援
- ・支援調整会議、各種連携会議への参加

#### (女性相談支援センターに所属する女性相談支援員)

・当事者にとって安心・安全な生活の場で適切な支援が受けられるための、当事者の 意思決定の支援、関係機関との連絡調整

#### (県配偶者暴力相談支援センターに所属する女性相談支援員)

- ・DV相談の実施
- ・県民へのDVの啓発

#### (県本庁機関に所属する女性相談支援員)

- ・県内の女性相談支援員との連絡調整、相談支援・助言、情報提供
- ・県内全体の女性支援事業の状況等のとりまとめ
- ・関係機関、民間支援団体の情報収集及び連絡調整
- ・女性支援に関する研修、会議等の支援

#### ウ 女性自立支援施設

女性自立支援施設は、当事者が中長期に安心・安全な落ち着いた環境で心身の健康の 回復を図り、個々の自立に向けた準備をするための施設です。前身は 2023 (令和5) 年度までの売春防止法に基づく婦人保護施設(県の呼称は女性保護施設)です。

女性自立支援施設は、次の役割を有します。

- ・当事者の入所施設利用(保護)による支援
- ・入所者の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助
- ・自立促進のための生活支援
- ・退所者の相談援助
- ・入所者が同伴した児童に対する学習及び生活支援

#### エ 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、DV防止法に基づき、女性相談支援センターやその他の適切な施設において、その機能を果たすこととされています。県では、女性相談支援センター及びかながわ男女共同参画センターが配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、県内では、横浜市、川崎市、相模原市が各1か所ずつ設置しています。

県が設置した配偶者暴力相談支援センターは、次の役割を有します。

- ・当事者に関する様々な問題について、相談に応じることや、相談を行う機関の紹介
- ・当事者の心身の健康を回復するための、医学的又は心理学的な指導等
- ・当事者及び同伴家族の緊急時の安全確保及び一時保護
- ・当事者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の 援助
- ・保護命令の制度の利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助

・当事者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助 言、関係機関との連絡調整その他の援助

#### 才 警察

警察は、配偶者からの暴力事案やストーカー事案等をはじめとする人身の安全を早 急に確保する必要の認められる事案に一元的に対処するための体制を確立し、当事者 等の安全の確保を最優先に、法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、当事者 等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110 番緊急通報システムへの登録等、組織によ る迅速・的確な対応を推進しています。

そのほか、性犯罪等の一定の対象事件について、犯罪被害者等の要望に応じた各種支援を行っています。

#### 力 民間支援団体

県内には、当事者を支援する民間団体が複数あり、それぞれ特色を持った活動をしています。複雑・多様化かつ複合的な問題を抱えた当事者への支援に当たっては、県及び市町村と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、支援を行うことが必要です。民間団体との協働に当たり、県と市町村は、当該団体がそれまでの活動の中で築いてきたネットワークや支援手法等、最大限活用できるよう当事者への支援体制の構築を検討するよう努めます。

民間団体には、行政機関のみでは対応が行き届きにくい柔軟性のある支援や、これ までの活動の中で蓄積された知見や経験を活かした活動が期待されています。

#### キ その他の関係機関

女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障がい、住居問題等多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々です。さらに一人の女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数見受けられます。

女性が自らの住所地から離れた場所で保護されるケースもあります。そのため、支援を行う県・市町村間はもとより、必要な関係機関の間で、十分な連携が図られるよう配慮する必要があります。

#### (3) 各機関の連携体制

当事者への支援に関わるすべての関係機関・団体が、対等な関係性の下、当事者本人を中心に、連携・協働することが重要です。そのためには、相互に情報を共有し、それぞれの機関・団体の支援についての考え方や特徴について理解を深める必要があります。

#### ア 三機関の連携

女性支援法に基づき設置される、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立 支援施設は、当事者への支援の中核となる機関です。三機関の間で、定期的な意見交 換、研修会等の実施により、日常的な連携関係を深めます。

本県では、女性自立支援施設等における施設入所による支援において、福祉事務所 (女性相談支援員、生活保護担当、障がい福祉担当、高齢福祉担当等)や女性相談支援 センターが、女性自立支援施設等へ入所後も適宜情報交換・共有し、それぞれの役割分 担のもと連携・協働して支援を行います。

#### イ 民間団体との連携

当事者への支援に関する施策を当事者へ確実に届けるためには、独自の知見や経験、 支援技術を持つ民間団体との協働が必須です。当事者にかかる個人情報の適正な取扱いを確保した上で、行政機関による広範な分野の多様な支援施策と、民間団体による 柔軟できめの細かい支援、それぞれの強みを生かした協働した支援を実施します。

民間団体との連携に当たっては、当事者への支援実績などを勘案し、適切な対応に努めます。

#### ウ 児童相談所等子ども施策との連携

児童虐待の防止、若年妊婦支援や困難を抱える母子支援のため、子ども施策と連携した支援を実施していくことが重要であり、当事者が児童を同伴している場合や、当事者本人が児童養護の対象者(18歳未満)である場合においても、的確なアセスメントを踏まえて支援の方針が決定され、支援体制が整えられるよう、児童相談所や市町村の児童福祉主管課等と連携協力が必要です。

そのためには、児童相談所や女性相談支援センター、女性相談支援員等が、互いの相談支援等で当事者を発見した場合の連絡体制や、一時保護の際の具体的な手続き等の連携方法をケースの状況に応じて協議しておくとともに、互いに要対協 <sup>14</sup>や支援調整会議に参画し、地域資源に関する情報共有や関係性づくり、研修等を通じた日頃からの認識共有等に取り組みます。

#### エ 警察との連携

休日・夜間等の緊急対応時の体制確保や、保護命令制度の利用等、当事者の安全確保のためには、警察との緊密な連携・協力が必要です。また、当事者目線に立った支援を実施するために、相談や一時保護の対応について、相互の理解を深める必要があります。

そこで、県及び県警共同での定期的な意見交換、情報共有のための研修の実施等により、連携を深めます。

#### オ その他関係機関との連携

当事者は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育、その他、多岐にわたる分野における支援を必要としている場合が多く、三機関を中心としつつ、行政の他の分野との連携も必要不可欠です。

当事者が確実に次の段階の支援へとつながるためにも、県及び市町村は、支援調整会議等を通した連携体制の構築や、研修等を通じた日頃からの認識共有等に取り組みます。

<sup>14 「</sup>要対協」

要保護児童対策地域協議会のこと(児童福祉法第25条の2)。市町村が設置し、要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される。

#### (日常的に連携することが想定される関係機関の例)

分野	想定される代表的な機関名					
都道府県	福祉事務所、女性支援担当部局、児童福祉担当部局、障がい保健福					
市町村	祉部局、男女共同参画主管部局、高齢者・母子支援所管課等					
民間団体	困難な問題を抱える女性等を支援する民間支援団体					
司法関係	警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士等					
教育関係	学校(幼稚園を含む)、教育委員会、保育園等					
保健医療関係	医療機関(内科、整形外科、精神科、産婦人科等)、保健所、精神保					
	健福祉センター、市町村保健センター、薬局等					
就労支援関係	職業紹介機関、職業訓練機関等					
児童福祉、	児童相談所、母子生活支援施設、児童委員 等					
母子関係						
男女共同参画	配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワン					
関係	ストップ支援センター、男女共同参画センター等					
生活困窮ほか	生活困窮者自立相談支援機関、障がい福祉サービス事業所、その他					
社会福祉関係	係 社会福祉サービス関係者、社会福祉協議会、民生委員、保護司等					
人権擁護関係	法務局、人権擁護委員					
地域団体関係	商店会、自治会等					

#### (4) 適切な情報管理等

当事者の支援に際しては、極めて高度なプライバシー情報を扱うことが多いため、個人 情報の適正かつ厳重な情報管理が必要です。

当事者及び関係者の情報流出を防止する体制を確立し、当事者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。

#### (5)課題把握・解決のための調査の実施

課題の把握及び解決に向けた調査を行い、施策に反映させます。

また、国等の調査・研究の情報を収集し、調査研究に活用するとともに、関係機関へ情報提供します。

#### (6)国への要望

支援に関する取組みの充実や、支援体制の枠組みの構築などについて、国へ要望します。

#### (7)提案・苦情への適切な対応

県・市町村等の関係機関は、県民等からの提案や被害者からの苦情の申出について、当 事者の置かれている状況に配慮して適切・迅速に対応します。

## 7 施策の体系

重点目標 施策の方向 主要施策 施策の内容 重点目標1 関係機関と連携・協働した支援体制の充実 1 連携支援体制の充実 ア 支援調整会議等による連携 (1) 支援調整会議等における イ 県による広域連携支援 連携·支援 ウ 都道府県間の連携・支援 ア市町村基本計画の策定 (2) 市町村における計画的な取 イ 市町村における施策推進体制の充実 組み (3) 市町村における相談窓口の ア 市町村配偶者暴力相談支援センターの設 充実 イ 市町村における身近な相談窓口の充実 ア 民間団体と連携した啓発・相談対応 (4) 民間団体との連携、支援 イ 民間団体と連携した保護事業 ウ 当事者支援を行う民間団体への支援 エ 民間団体との意見交換・施策への反映 2 支援のための人材育成 ア 支援者及び支援関係者への研修等の充実 (1) 支援者の育成と資質向上 イ 支援者へのメンタルヘルスケア等の支援

## 重点目標 施策の方向 主要施策 施策の内容 重点目標2 早期発見・対応と周知・啓発 3 早期発見·対応 ア SNS等多様な媒体を活用した早期発見 イ 訪問型の早期発見 ウ 学校等と連携した早期発見 エ 窓口等における早期発見 (1) 関係機関、民間団体等と連携 オ 医療関係者や民生委員・児童委員等と した早期発見 連携した早期発見 ア 他の当事者とつながりがもてる居場所の提 (2) 気軽に立ち寄れる居場所の 提供 イ 生活必需品の提供 4 周知・啓発や未然防止の取組み ア 当事者への支援施策・相談窓口等の周知 (1) 支援に関する周知・啓発 イ 県民への啓発活動の充実強化 ウ 県職員への支援施策の周知 ア 学校教育等における啓発の推進 イ 交際相手からの暴力(デートDV) に関する (2) 未然防止に向けた意識啓発 ウ 様々な困難の未然防止

## 重点目標 施策の方向 主要施策 施策の内容 重点目標3 安心して相談できる体制の整備 5 相談支援の充実 ア 女性相談支援員による相談支援 イ 女性のための総合相談窓口の設置 ウ 女性支援施策と関係が深い相談支援の推 (1) 女性相談窓口の充実 エ 相談時等における一時宿泊場所等の提供 ア DV被害者の状況に応じた相談の実施 イ DV被害者支援のための情報収集・提供等 (2) 県配偶者暴力相談支援セン ウ 休日・夜間緊急体制の確保 ター等の相談機能の充実 エ 加害者からの相談への対応 ア 相談窓口における安全の確保と秘密保持 (3) 一人ひとりに配慮した相談体 イ 若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マ 制の充実 イノリティの方への配慮 重点目標4 安心・安全が守られる保護体制の整備 6 当事者の安全確保を図るための 一時保護等の支援 ア 一時保護体制の確保 イ 多様なケースに対応した一時保護の実施 (1) 女性相談支援センター等によ ウ 一時保護利用者への支援 る一時保護の実施 エ 医学的又は心理的ケアの実施 オ 同伴児童への支援 ア 通報・相談による事案発見時の安全確保 イ 警察による暴力等の制止及び援助等 (2) 当事者の安全の確保と配慮 ウ 保護命令に係る安全の確保 エ 若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マ イノリティの方への配慮

## 重点目標 施策の方向 主要施策 施策の内容 重点目標5 自分らしく暮らすための自立支援の促進 7 安心・安全な生活に向けた支援 ア 日常生活を取り戻し、生活基盤を整えるた めの支援 (1) 生活基盤を整えるための支援 イ 住まいの確保 ウ 就労の支援 エ 経済的な支援 オ 各種制度の周知と活用への支援 (2) 医学的又は心理的支援 ア 医学的又は心理的ケアの実施 ア 加害者暴力の抑制や更生に向けた取組みの (3) 加害行為の抑止 推進 ア 児童相談所と連携した支援 イ 心理的ケアの実施 (4) 子どもへの支援 ウ 学習機会の確保 エ 就学金制度等の適切な運用及び情報提供 オ 母子・ひとり親家庭への支援 8 女性自立支援施設等における 切れ目のない支援 ア 多様なニーズに応じた自立支援施設での 支援 (1) 女性自立支援施設等に イ 施設入所者への支援 おける中長期的支援 ウ 若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マ イノリティの方への配慮 ア 退所後の支援 (2) 施設退所後の支援 イ 地域における支援

### 8 具体的な取組み

### 重点目標1

### 関係機関と連携・協働した支援体制の充実

当事者 <sup>15</sup>への支援に関わる県、市町村、警察、民間団体、関係機関等すべての関係者が、対等な関係性の下、各機関がそれぞれの分野の強みを発揮し、当事者本人を中心に、連携・協働した支援に取り組みます。

#### 施策の方向1 連携支援体制の充実

県は広域的な観点から支援を行い、市町村や地域の保健福祉事務所などは当事者の最も 身近な相談窓口として、重要な役割を果たします。地域の実情に合わせた幅広い取組みの ため、県は、市町村基本計画の策定に対する支援や、市町村配偶者暴力相談支援センター、 女性相談支援員の設置についての働きかけ、研修等の広域的な施策の実施など、市町村と の連携を深めながら支援を行います。

また、行政だけでは支援の手が届かない当事者に対して、よりきめ細かな支援を行っている民間団体と協働しながら、啓発や相談事業、一時保護や自立支援などを行うほか、支援内容を充実させるため、当事者支援を行っている民間団体への支援を行います。

さらに、当事者に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、県、市町村、民間団体、関係機関が連携して情報共有や支援内容の検討を行うための支援調整会議を組織するとともに、関係機関のネットワークづくりに取り組みます。

#### (1)支援調整会議等における連携・支援

#### ア 支援調整会議等による連携

- ・早期に円滑かつ適切な支援が行えるよう、県、市町村、民間団体、関係機関で構成 される支援調整会議を組織します。
- ・効果的な会議のあり方の研究に努めます。
- ・地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。
- ・犯罪被害者等への支援について、県、県警察、民間支援団体と市町村での検討会や、 支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関相互の情報共有を進めると ともに、事例検討や情報交換を行うなど、支援関係機関の連携強化を図ります。
- ・当事者が自立して自分らしい生活を続けるため、関係機関・関係団体が連携し、長期にわたる切れ目のない支援に努めます。
- ・通報制度や保護命令制度を活用した支援のため、医療、法律などの関係機関・関係

### 15 「当事者」

本計画に記載した施策等によっては、「困難な問題を抱える女性」のみ、「DV被害者」のみなど、対象が限定される施策もありますが、総じて「当事者」と記載しています。

団体との連携を図ります。

・子どもへの接近禁止命令等が発令される場合もあることから、保護命令制度の趣旨及び概要について、会議の場やホームページ等を通じて教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ります。

#### イ 県による広域連携支援

- ・市町村等と調整し、当事者が必要な支援を受けることができるよう努めます。
- ・県保健福祉事務所等は、町村と連携して相談や自立支援を行います。
- ・県内の女性相談支援員の配置状況を定期的に把握し、市町村と共有するともに、県内のどの自治体に住んでいても、女性相談支援員による支援が受けられる体制となるよう努めます。
- ・市町村のDV対策及び困難な問題を抱える女性の状況調査や、国の調査の情報収集等を行い、地域情報交換会議等により、市町村や国、他県等の状況の情報提供等を行います。
- ・県及び市町村配偶者暴力相談支援センター16の連絡会議を設置し、連携を強化します。
- ・市町村の犯罪被害者等に係る取組みや、各種社会保障、保健福祉及び医療制度など 他の制度の活用も視野に入れ、犯罪被害者等に対し情報提供を行います。【再掲 <sup>17</sup>】

#### ウ 都道府県間の連携・支援

- ・支援に当たっては、必要に応じて、県外の女性相談支援センターや女性自立支援施 設、母子生活支援施設の活用など、都道府県域を越えた連携に努めます。
- ・警察が介入する事案で、関係する場所が複数の都道府県にわたるものについては、 関係都道府県警察と連携します。

#### (2) 市町村における計画的な取組み

#### ア 市町村基本計画の策定

- ・市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定に努め、県 はこれを支援します。
- ・市町村は、DV防止及び被害者の支援に関する基本計画の策定に努め、県はこれを 支援します。

#### イ 市町村における施策推進体制の充実

・市町村は、基本計画の推進に向けて、関係機関等からなる組織を設置し、連携を 強化するよう努め、県はこれを支援します。

<sup>16 「</sup>市町村配偶者暴力相談支援センター」

DV防止法第3条第2項に基づき、市町村は市町村が設置する適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めることとされている。県内の市町村では横浜市、川崎市、相模原市が設置。

<sup>1</sup>つの事業を複数の柱に位置付ける場合に、最も関係の深い箇所に位置づけ(本掲)に対して、他の箇所への位置付けを【再掲】と表記。

#### (3) 市町村における相談窓口の充実

#### ア 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置

・D V被害者が身近な地域で相談や自立の支援を受けられる窓口として、市町村は、 配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の相談や自立支援の充実強化に努 め、県はこれを支援します。

#### イ 市町村における身近な相談窓口の充実

- ・市町村は、相談窓口の充実に努め、県はこれを支援します。
- ・市町村は、相談窓口職員の研修の充実を図り、庁内連携会議の設置や庁内マニュアルの作成等により、その連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。
- ・県は市町村の相談窓口職員へのスーパービジョン18や研修等の支援を行います。
- ・相談・支援に対応する職員の資質向上のため、必要な情報が届くよう努め、被害者 が利用できる施策について情報共有を行います。【再掲】
- ・支援を行う職員が当事者の人権を尊重し、その状況に応じたきめ細かな対応を実施するための研修を行います。【再掲】
- ・各市町村における犯罪被害者等に対する総合的対応窓口等との連携を強化すると ともに、情報提供や人材育成の更なる充実を通して市町村の取組みを支援します。

#### (4) 民間団体との連携、支援

#### ア 民間団体と連携した啓発・相談対応

- ・啓発資料等は、民間団体に蓄積された支援のノウハウ等を踏まえて作成します。
- ・DV被害の若年齢化を踏まえ、被害者支援等に取り組んでいる民間団体のスタッフ等を講師に、学校等の教育現場でのDV防止啓発事業を実施します。【再掲】
- ・「犯罪被害者等支援キャンペーン」を民間支援団体と連携し実施します。
- ・多言語によるDV相談を民間団体と連携して実施します。【再掲】
- ・休日・夜間等における相談を民間団体と連携して実施します。【再掲】
- ・犯罪被害者等への総合的な支援体制として、県、県警察、民間支援団体が一体となって「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、相談支援を実施します。【再掲】

#### イ 民間団体と連携した保護事業

- ・民間団体や市町村と連携し、多様な保護施設、自立支援施設を設置します。
- ・支援調整会議等を通じて、保護施設と市町村との連携強化の支援を行います。

#### ウ 当事者支援を行う民間団体への支援

- ・民間委託団体に出向き、ケースカンファレンス 19を実施します。
- ・当事者の自立支援活動等を行う民間団体の取組みを支援します。
- ・民間団体による支援のための施設の整備を支援します。

#### 18 「スーパービジョン」

事例を報告し、より経験のある者等から適切な方向付けを得るための指導を受けること。スーパービジョンを受ける際の指導者をスーパーバイザーという。

#### 19 「ケースカンファレンス」

具体的な事案(ケース)にあたり、関係支援機関や当事者が参加した上で、今後の方向性等を確認・検討する会議のこと。

- ・一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体 に対する支援を強化します。【再掲】
- ・民間団体のスタッフを対象とした研修を実施します。
- ・民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援します。
- ・民間委託団体へ同伴児童の学習面に関する支援を行います。
- ・犯罪被害者等への支援に取り組む民間団体や自助グループ等に対して、情報提供 等の支援を行います。
- ・ひとり親家庭の親に高等職業訓練促進資金(入学準備金・就職準備金)の貸付を行 う事業者を支援します。
- ・ひとり親家庭の親に住宅支援資金 (入居している家賃の実費の一部) の貸付を行う 事業者を支援します。
- ・NPO活動をサポートするために、相談や情報提供、説明会等を実施します。
- ・社会的な課題に取り組むボランタリー団体と県が協力して事業を行い、その活動 を促進するための支援を行います。
- ・地域における様々な課題の解決や、地域の活性化に向けた取組みを行うボランティア、NPO等の人材の育成などに取り組む県民の「学びの場」を提供し、支援者の育成を支援します。

#### エ 民間団体との意見交換・施策への反映

・取組みの充実に向け、当事者支援に取り組んでいる民間団体との定期的な意見交換を実施します。

#### 施策の方向2 支援のための人材育成

当事者への支援には支援者にも当事者目線に立った幅広い知識やノウハウが求められます。本人の置かれている状況を理解して、本人の気持ちを尊重し、本人に寄り添う丁寧な支援を行うことができるよう、様々な研修等を通じて支援者の育成と資質向上を図るとともに、支援者のメンタルヘルスケア等の充実も図ります。

#### (1) 支援者の育成と資質向上

#### ア 支援者及び支援関係者への研修等の充実

- ・女性支援法や本計画の内容を理解するための研修を行います。
- ・相談・支援に対応する職員の資質向上のため、必要な情報が届くよう努め、当事者 が利用できる施策について情報共有を行います。
- ・支援を行う職員が当事者の人権を尊重し、その状況に応じたきめ細かな対応を実 施するための研修を行います。
- ・様々な分野の切れ目ない支援が必要となる事例を取り上げた事例検討会を行います。
- ・適切な支援の実施のため、福祉、警察、医療、法律、教育関係者や人権擁護委員、 民生委員・児童委員等の職務関係者の研修や情報提供を行います。

- ・県・市町村の相談や一時保護等を担当する職員の専門性を高めるため、医療や法律 の専門家や民間団体のスタッフ等を招いて研修を行います。
- ・支援に携わる職員等へ、情報管理を含む危機管理に関する研修を行います。
- ・県及び市町村における支援等に関するノウハウについて、相互に情報交換することにより、資質向上に努めます。
- ・県職員、県警職員、市町村職員等を対象に、研修や講演会を開催し、犯罪被害者等 の心情、二次被害の防止、県の支援施策全般について理解を深め、犯罪被害者等支 援に携わる職員の資質向上を図ります。
- ・性犯罪・性暴力被害者への対応のため、医療従事者等の育成を図る研修や、支援者、 相談員のスキルアップのための研修等を実施します。

#### イ 支援者へのメンタルヘルスケア等の充実

- ・支援者の心の健康を保ち、より良い支援を実施できるよう、組織内でのスーパービ ジョンを実施するなど、メンタルヘルスケアの充実に努めます。
- ・県は市町村の相談窓口職員へのスーパービジョンや研修等の支援を行います。【再掲】
- ・性犯罪・性暴力被害者の支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等 による助言指導等を実施します。

## 重点目標2 早期発見・対応と周知・啓発

女性等を巡る困難な問題やDV被害は、人権を尊重し、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。様々な困難を抱え、支援を必要としながらも相談につながっていない当事者の早期発見と早期対応に取り組むとともに、いかなる場合であっても暴力は絶対に許されないことや、お互いを大切にし合う人権尊重の意識を早い時期から醸成するなど、県民への意識啓発を行うことで、困難を抱える方を生まない社会をめざします。

#### 施策の方向3 早期発見・対応

様々な困難を抱え、支援を必要としながらも相談につながりにくい当事者が、適切な支援につながることができるよう、その状況や年齢層に合わせた早期発見のための体制整備に取り組みます。

相談につながっていない当事者は、自身が困難に気づいているものの他者に言えない場合や、気づいていない又は気づきを避けている場合など、様々な状態があることに配慮し、相談のきっかけづくりとなるよう、気軽に立ち寄れる居場所等を提供し、信頼関係を構築しながら寄り添いつながる支援に取り組みます。

#### (1) 関係機関・民間団体等と連携した早期発見

#### ア SNS等多様な媒体を活用した早期発見

・SNS を活用するなど効果的な手法により、民間団体等と協働して、若年層をはじめ 相談につながっていない当事者の早期発見に努めます。

#### イ 訪問型の早期発見

・相談に来ることが難しい当事者に対し、自宅や無料低額宿泊所等を訪問し、当事者 を早期に発見して支援につなげます。

#### ウ 学校と連携した早期発見

・学校等と連携し、若年当事者の早期発見に努めます。

#### エ 窓口等における早期発見

・福祉的支援窓口に限らず、各種行政窓口においても速やかに関係部署と連携できるよう、職員間の意識向上を図ります。

#### オ 医療関係者や民生委員・児童委員等と連携した早期発見

- ・身体に対する暴力のほか、精神的暴力など心身に有害な影響を及ぼす言動を受け た当事者を発見した際の通報制度及び相談窓口について、医療関係者等に対し周 知を図ります。
- ・医療関係者等に対し、性犯罪・性暴力被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。
- ・地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知し、相談につながるように 努めます。

#### (2) 気軽に立ち寄れる居場所の提供

#### ア 他の当事者とつながりがもてる居場所の提供

- ・当事者が自由に時間を過ごし、相談員又は他の当事者とのつながりの持てる場所 を確保します。個々のニーズに応じることができるよう、実施方法について柔軟 に対応します。
- ・市町村等が組り組む居場所の提供支援との連携に努めます。
- ・性的マイノリティ又は自分がそうではないかと迷っている方々とその家族を対象 とする交流会を実施し、支援者と同じ悩みを抱えている方どうしでつながりが持 てる場所を提供します。
- ・ひきこもり当事者の外出の機会を提供するため、居場所等を市町村巡回型で実施 します。

#### イ 生活必需品の提供

・当事者の希望に応じて生活必需品を提供し、相談窓口の情報提供を行うなど当事 者とつながりつづけるよう努めます。

#### 施策の方向4 周知・啓発や未然防止の取組み

当事者が、相談できる窓口や活用できる施策について知らなかったり、支援の情報にた どり着けないなどの理由で、問題が深刻化することがあります。当事者が速やかに必要な 支援を受けることができるよう、相談窓口、支援施策の周知・啓発に取り組みます。

また、暴力は、家庭内や親しい人間関係において行われた場合、外部からはその発見が 困難な場合が多く、潜在化しやすい傾向にあります。また、当事者だけでなく、目撃した子 どもの心身面にも深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

若年層から人権尊重のための意識啓発を行い、暴力は決して許されないことや、精神的暴力等も暴力に当たること、男性、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティなど多様な当事者がいることについて理解を深めるなど、未然防止に取り組みます。

#### (1)支援に関する周知・啓発

#### ア 当事者への支援施策・相談窓口等の周知

・困難な問題を抱えたときに利用できる制度及び相談ができる各種相談窓口を、様々 な方法で周知・啓発します。

#### イ 県民への啓発活動の充実強化

- ・当事者の現状及びその支援について、広く県民に理解を深めるための啓発を行い ます。
- ・暴力防止について、精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力も暴力であり、 心身に有害な影響を及ぼすことを周知し、当事者が支援につながる社会的土壌を 構築するため、啓発冊子の作成・配布、インターネット動画、イベントの実施など、 より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。

また、男性、若年者、外国人、高齢者、性的マイノリティなど多様な被害者がいる ことも啓発します。

- ・女性向けDV防止啓発講座や男性向けDV防止啓発講座など、DVの定義や暴力 の形態、心やからだへの影響などに関する講座等を開催し、DVについて広く県 民に周知するなど、啓発活動の充実に努めます。
- ・DVが子どもに及ぼす影響(面前DV)についての理解を深めるための啓発を行います。
- ・DVの未然防止のために、気づきやコミュニケーション能力を高めるための啓発 を行います。
- ・犯罪被害者等の置かれた状況や、SNSへの投稿・情報拡散等による二次被害の 深刻さをはじめ、支援や配慮の必要性等について理解を深めるための普及啓発を 行います。
- ・性的マイノリティに対する理解を深めるため、学校や企業、団体等、研修を希望する方に対して講師を派遣し、啓発を行います。

#### ウ 県職員への支援施策の周知

・関係課で現状や支援策等の情報を共有し、困難な問題を抱える女性等への支援に 役立てます。

#### (2) 未然防止に向けた意識啓発

#### ア 学校教育等における啓発の推進

・学校等において、暴力・性暴力はどんな場合でも人権侵害であるということについての教育(人権教育・生命(いのち)の安全教育<sup>20</sup>等)を推進します。

#### イ 交際相手からの暴力(デートDV)に関する啓発

- ・中学生・高校生に、交際相手からの暴力(デートDV)防止の啓発と相談窓口の周知を行い、併せて男性、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティなど多様な被害者がいることを啓発するなど、若年者に向けた周知・啓発に取り組みます。
- ・DV被害の若年齢化を踏まえ、被害者支援等に取り組んでいる民間団体のスタッフ等を講師に、学校等の教育現場でのDV防止啓発事業を実施します。
- ・県立高校において、教職員に向けて、交際相手からの暴力(デートDV)を含む人 権研修を実施します。

#### ウ 様々な困難の未然防止

- ・生活困窮に関する県民意識を高め、支援情報を知る機会をつくることで、生活困窮 の未然防止や困りごとを抱えたとき円滑に支援につながるよう、生活支援に係る 出前講座を地域コミュニティと連携して実施します。
- ・プレコンセプションケア (将来の妊娠のために正しい健康管理を行うこと) や女性

#### 20 「生命(いのち)の安全教育」

児童・生徒等が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の 根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考え や、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目的とした教育のこと。 特有の更年期障害、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ <sup>21</sup>を含めた、性と生殖に関する知識の普及啓発とライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施します。

## 重点目標3 安心して相談できる体制の整備

女性が抱える様々な困難に対応するため、女性総合相談窓口を設置するとともに、県配偶者暴力相談支援センターをはじめとした各種専門相談機能の充実に努め、複雑化・多様化・複合化した困難を抱えた当事者が気軽に相談し、必要な支援につながることができるよう、安心して相談できる体制整備をめざします。

#### 施策の方向5 相談支援の充実

DV、暴力、性被害、生活困窮など、多様で複合化した困難を抱えた当事者が気軽に相談できるよう、総合相談窓口を設置して必要な支援へのつながりをサポートするとともに、 状況に応じた専門相談体制を整えます。

相談窓口においては、当事者の目線に立った相談対応に努め、若年者や外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティなど、相談しにくさや複合的な悩みを抱えている当事者に対して適切な配慮を行います。

#### (1)女性相談窓口の充実

#### ア 女性相談支援員による相談支援

- ・女性相談支援員を配置し、相談・情報提供・連絡調整等を行い、当事者に寄り添い ながらその意思決定を支援します。
- ・県女性相談支援員による相談体制の充実を図ります。

#### イ 女性のための総合相談窓口の設置

- ・民間支援団体の知見を活用し、困難を抱える女性の早期発見から相談、専門相談窓口への付き添い等、課題解決に向けて、寄り添った支援を実施します。
- ・経済、職業、住宅、家族など、日常生活を送る上で起こる様々な困難な問題を抱える女性への相談を実施します。

#### ウ 女性支援施策と関係が深い相談支援の推進

- ・生活の様々な困りごとに関する制度や相談窓口の情報を一元化した総合サポート サイトを運営します。
- ・かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を運営 し、性犯罪・性暴力の被害者等(男性や性的マイノリティを含む)の相談支援を実

<sup>21 「</sup>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることをいう。

リプロダクティブ・ライツは、すべてのカップルと個人が、子どもを持つか持たないか、自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利のことをいう。

施します。

- ・犯罪被害者等への総合的な支援体制として、県、県警察、民間支援団体が一体と なって「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、相談支援を実施 します。
- ・若年妊婦等の予期しない妊娠や出産に関する悩みについて、SNSや電話等を活用した相談支援を実施します。また、訪問型支援や産科医療機関等への同行支援等を行います。
- ・不妊・不育の悩みについて、専門家による治療等に関する相談支援を実施します。
- ・10 代~20 代の若年層に対するプレコンセプションケアの推進のため、専門家によるオンライン相談を実施し、県民が健やかな妊娠・出産を行うことのできる環境整備を図ります。
- ・生活困窮の課題解決に必要な支援を当事者と一緒に考え、支援プランを作成し、関係機関と連携した支援を実施します。
- ・アルコールや薬物などの依存症の方とその家族・友人及び関係機関の方のための 相談支援を実施します。
- ・ひとり親家庭へ、SNSを活用した相談支援を実施します。
- ・子ども・若者及び家族等が抱える悩みについて、電話、対面、SNS等、多様な相 談支援を実施します。
- ・ひきこもりの当事者及び家族等が抱える悩みについて、電話、対面、SNS等、多様な相談支援を実施します。
- ・外国籍県民等の生活を支援するため、多言語での相談・助言・情報提供を行いま す。
- ・外国人の労働問題に対応するため、専門相談員と通訳を配置して外国人労働相談 を実施します。
- ・障がい者差別に関する相談窓口を設置し、民間事業者から受けた不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を受け付けます。
- ・医療的ケア児の家族及び支援者等に対する相談支援を実施します。
- ・障がい者が身近な地域で相談支援を受けることができる体制を整備するため、相 談支援事業所や相談支援専門員を増やします。
- ・ケアラー・ヤングケアラーからの相談を一元的に受け付ける相談窓口(SNSを活用した相談・電話による相談)を設けます。
- ・性的マイノリティの当事者及びその家族、支援機関への相談支援を実施します。 また、区役所等の行政機関や福祉施設への同行支援を実施します。

#### エ 相談時等における一時宿泊場所等の提供

- ・当事者の気持ちの整理がつかず、一時保護等の支援の方向性の自己決定が難しい 場合に、安全確保等の必要な支援を行うため、一時的に宿泊場所を提供します。
- ・犯罪被害直後の避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、 犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。

#### (2) 県配偶者暴力相談支援センター等の相談機能の充実

#### ア DV被害者の状況に応じた相談の実施

- ・DV被害者が、状況に応じて相談ができるよう、電話・面接・SNS等多様な方法 で相談支援を実施します。
- ・法律相談、精神保健相談等の専門相談を実施します。
- ・多言語によるDV相談を民間団体と連携して実施します。
- ・男性DV被害者相談を実施します。

#### イ DV被害者支援のための情報収集・提供等

- ・DV及び支援に必要な情報を収集し、市町村・福祉事務所、民間団体等に提供します。
- ・保護命令の申立てに関する助言や、書面の作成を行います。

#### ウ 休日・夜間緊急体制の確保

- ・休日・夜間等、時間外の緊急対応の体制を確保し、県と警察等との緊密な連携・協力のもとに対応します。
- ・休日・夜間等における相談を民間団体と連携して実施します。

#### エ 加害者からの相談への対応

・加害者も含めたDVに悩む男性のための相談を実施します。

#### (3) 一人ひとりに配慮した相談体制の充実

#### ア 相談窓口における安全の確保と秘密保持

・相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心し て相談ができる環境を整備します。

#### イ 若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティの方への配慮

・言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人や、DVをはじめ困難や被害、悩みがより潜在化しやすい傾向にある若年者や障がい者、高齢者、性的マイノリティの方等に対して、本人の意向や状況等を確認し、当事者の立場に立った配慮を行います。

## 重点目標4 安心・安全が守られる保護体制の整備

当事者の保護を行う上で、安全確保は何よりも重要です。それと同時に、自分らしく 暮らすことも重要です。迅速かつ適切に当事者の安全が確保されるとともに、当事者の 状況に合わせた多様な保護体制を整備し、当事者の意思が尊重された支援を受けられる ことをめざします。

#### 施策の方向6 当事者の安全確保を図るための一時保護等の支援

当事者の安全が速やかに確保され、緊張や不安が緩和されて安心して支援を受けることができる環境を整備して一時保護を行います。

また、当事者がその意思を尊重されながら、抱えている問題や心身の状況等に応じた最適な支援が受けられるよう、きめ細かな相談対応を行い、市町村や警察、民間団体等の関係機関と連携して当事者と同伴児童への支援を行います。

#### (1) 女性相談支援センター等による一時保護の実施

#### アー時保護体制の確保

- ・市町村や民間団体と連携し、一時保護が必要な当事者に対して、本人の意思を尊重し、その状況に合わせた迅速かつ適切な一時保護を実施します。
- ・警察との緊密な連携・協力のもとに、休日・夜間における一時保護に対応します。
- ・休日・夜間の受入体制など、適切に一時保護する体制を確保します。

#### イ 多様なケースに対応した一時保護の実施

- ・安全を最優先に置きつつ、一時保護の間、当事者の利便を必要以上に制限することがないよう、状況に応じて、通信機器の使用が可能な一時保護体制を整備します。
- ・母国語による支援が必要な外国人当事者に、状況に応じた一時保護を実施します。
- ・若年層や障がい者、高齢者、性的マイノリティ等、様々な配慮を必要とする当事者 に対し、適切な保護体制の整備に努めます。
- ・当事者妊婦(特に若年層の特定妊婦<sup>22</sup>)の緊急一時保護を実施します。また、安心・安全な出産に向け、支援体制を構築し、出産や育児についての情報提供を行い、心理的ケアをいます。産婦に対しては、心身のケアや育児のサポートなどの産後ケアを実施します。
- ・当事者の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持ちながら一時保護 及び自立に向けた支援を実施します。

<sup>22 「</sup>特定妊婦」

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと(児童福祉法第6条の3第5項)。

#### ウ 一時保護利用者への支援

- ・個々の状況に応じ、県、市町村、民間団体の連携によるケースカンファレンスを行い、支援方針を決めます。
- ・看護師や心理士を配置し、利用者の健康面や心理面のケアを行います。
- ・保育士による日中保育や預かり保育を実施します。
- ・民間団体が行う同伴児童の保育を支援します。
- ・栄養管理、食生活習慣の支援を行います。

#### エ 医学的又は心理的ケアの実施

- ・ストレス解消法や不安軽減等のセルフケアに関する情報提供を実施し、心身回復 を支援します。【再掲】
- 自分自身の安全を守り、安心して生活するための支援プログラムを実施します。【再掲】
- ・カウンセリング等を行う医療機関や民間団体の情報提供を行います。【再掲】

#### オ 同伴児童への支援

- ・同伴する子が教育を受ける権利が保障されるよう、学習支援員を配置し学習支援 を行うとともに、必要な情報提供をします。
- ・心理士を配置し、同伴児童の心理的ケアの充実を図ります。
- ・DVや家族間暴力と児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。
- ・一時保護施設内にプレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が安心・安全に過ごせる環境の整備に努めます。
- ・余暇の充実やリラクゼーションを図り、心のケアを実施します。

#### (2) 当事者の安全の確保と配慮

#### ア 通報・相談による事案発見時の安全確保

- ・D V 被害者発見の通報があった場合は、通報者に当事者の意思の確認や、相談窓口の情報提供を依頼するとともに、相談に対応し、緊急性が高い場合は、県と警察とで連携して、当事者の安全の確保に努めます。
- ・通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童 虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行 うとともに、市町村と連携して支援を行います。
- ・当事者の安全のため、相談窓口等から一時保護施設まで同行します。

#### イ 警察における暴力等の制止及び援助等

- ・D V 被害者を認知した場合には、暴力の制止、当事者の保護等、被害の発生を防止 するため、加害者に対する検挙、指導・警告及び当事者等への防犯指導、援助、関 係機関の紹介、保護命令制度の説明、その他事案に応じた適切な措置を行います。
- ・ストーカー被害者を認知した場合には、当事者等の安全確保を最優先に対応し、加 害者による法令違反が認められる場合には、事件検挙するほか、ストーカー規制法

に基づく禁止命令や警告、援助等の必要な措置を行います。

- ・人身取引被害者に該当する可能性のある者を認知した場合は、事案に応じて、関係 機関・団体と連携し、情報共有を行います。
  - また、被害者の保護等を必要とする場合は、一時保護の上、保護機関への連絡、保護の依頼及び調整を行います。
- ・当事者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう配慮するととも に、被害防止を念頭に置いた適切な措置を講じます。

#### ウ 保護命令に係る安全の確保

- ・当事者に対し保護命令制度について説明し、保護命令の申立てを希望する場合に は、関係機関と連携を図りながら、安全の確保に関する助言等を行います。
- ・DV加害者に対して保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実 に遵守されるよう指導警告等を行います。
- ・裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、当事者に本人及び子どもや親族等 の安全の確保に関する助言を行います。

#### エ 若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティの方への配慮

- ・言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人や、DVをはじめ困難や被害、悩みがより潜在化しやすい傾向にある若年者や障がい者、高齢者、性的マイノリティの方等に対して、本人の意向や状況等を確認し、相談者の立場に立った配慮を行います。【再掲】
- ・民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人の支援を行います。

## 重点目標5 自分らしく暮らすための自立支援の促進

当事者の意思を尊重し、一人ひとりの抱えている問題・その背景、心身の状況に応じ、 必要な福祉的サービス等も活用しながら、切れ目のない自立支援を行うことで、当事者 が自分らしく安定的に日常生活や社会生活を営めるようになることをめざします。

#### 施策の方向7 安心・安全な生活に向けた支援

当事者が、心身の健康の回復を図り、その人らしい日常生活や社会生活を取り戻せるよう、本人の状況や意思を十分理解して、自立した生活に必要な情報提供や、生活習慣のアドバイス等を実施するとともに、関係機関と連携し、各種施策を活用して支援します。

当事者は、暴力等の被害を受けて心的外傷を抱えていたり、差別や社会的排除等の経験から、困難や生きづらさ等を抱えていたりするため、医療機関等の専門機関とも相談・連携し、医学的、心理的支援を実施して心身の健康の回復を図ります。

また、同伴児童への支援は当事者への支援と切り離せないため、同伴児童も一人の当事者として尊重した支援を実施します。子どもの状況を子ども本人や当事者からよく聴き取り、必要に応じて医療機関や児童相談所、児童福祉主管課、教育機関と連携した支援を実施します。また、教育を受ける権利が保障されるよう学習支援を行うほか、心理的ケアや相談支援等も合わせて実施します。

#### (1) 生活基盤を整えるための支援

#### ア 日常生活を取り戻し、生活基盤を整えるための支援

- ・当事者の抱えている課題を整理し、自立に向けた情報提供を行います。
- ・当事者の意思を尊重しつつ、日常生活を円滑に送るための生活支援を実施します。
- ・犯罪被害者等の公判、捜査協力や、行政手続きなどにかかる負担を少しでも軽減で きるよう、検察庁や裁判所、医療機関や警察等への付添支援を実施します。
- ・家事等の日常生活支援について、各種社会保障・社会福祉制度等の活用を含め、市 町村と情報交換を行うとともに、当事者等への情報提供を行います。

#### イ 住まいの確保

- ・住宅確保要配慮者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供 し、自立を支援します。
- ・県営住宅における、住まいの確保に努めます。
- ・犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、 県営住宅への入居による支援を行います。
- ・無料低額宿泊所において、女性が安心して過ごせる環境整備や運営を促進するための支援を行います。
- ・離職等により住居を失った(失うおそれのある)方に、一定期間、家賃相当額(住 居確保給付金)を支給します。

- ・生活が困窮し、一定の住居を持たない方に対し、一定期間、宿泊する場所や食事などの提供をしながら、退所後の安定した生活に向けた支援を行います(一時生活支援の実施)。また、女性やDV被害の入居者も安心して過ごせる居場所の確保と生活支援に努めます。
- ・生活困窮等により住まいに関する困りごとを抱える方に対し、住まい探しから定 着までの一貫した支援を実施します。

#### ウ 就労の支援

- ・自立に向けた就労支援を行います。
- ・県・市町村の就労支援や、ハローワークの活用、雇用保険に関する情報を収集し提供します。
- ・資格習得をめざし養成機関等で就学する母子家庭の母等に対し、生活の負担の軽減を図るために給付金等を支給します。
- ・生活保護受給者のための就労支援を実施します。
- ・若年無業者等の若者の職業的自立に向けて、就労意欲を向上させるためのセミナーや、就労に向けた基本的な知識や技術を習得するための講座などを実施し、各人の置かれた状況に応じた包括的な支援を個別・継続的に行います。
- ・専門職への就労をめざす母子家庭の母等に対し、職業訓練を受講する機会を優先 的に付与します。
- ・障がい者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行います。
- ・就職・再就職など、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相 談、カウンセリング等の就業支援を実施します。
- ・ハローワーク等と連携し、就労支援員による仕事探し等の支援、生活リズムや体力などに課題があるために、働くことに不安のある方への「就労準備支援」、すぐには一般就労が難しい方が県の認定を受けた事業所で訓練として就労体験や支援付き雇用を受ける「就労訓練」など、生活に困窮した方のニーズに応じ、就労に向けた支援を実施します。

#### エ 経済的な支援

- ・経済的な自立に向けた支援に関する情報を収集し、助言等を行います。
- ・福祉事務所において、生活保護の円滑かつ適切な運用を行います。
- ・犯罪被害者等が被害にあったことで生じる経済的負担を早期に軽減するため、見 舞金給付を実施します。
- ・経済的支援のために、社会福祉協議会貸付金や民間団体の貸付基金等の活用について助言等を行います。
- ・生活に困窮した方に対し、自らが家計を管理できるよう、本人の状況に合わせ、家 計管理の方法や生活費の見直しのアドバイスを実施します。また、債務整理のため の関係機関へのつなぎ、貸付けのあっせんなども行います。

#### オ 各種制度の周知と活用への支援

・医療保険、年金など、自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や安全 確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発 行します。

- ・法律的な支援を受けられるよう、法テラスの活用や法律扶助制度に関する情報提供を行います。
- ・住民基本台帳事務におけるDV等支援措置等の当事者を保護する制度について、 必要な情報収集を行うとともに、被害者や関係機関に情報提供等を行います。
- ・市町村の犯罪被害者等に係る取組みや、各種社会保障、保健福祉及び医療制度など 他の制度の活用も視野に入れ、犯罪被害者等に対し情報提供を行います。
- ・犯罪被害給付制度について情報提供するとともに、申請対象となる犯罪被害者等 に対する適切な案内と手続きの迅速化に努めます。

#### (2) 医学的又は心理的支援

#### ア 医学的又は心理的ケアの実施

- ・心理カウンセラーによるメンタルケアを実施し、精神的なケアの充実を図ります。
- ・心身の回復と自立支援のため、女性自立支援施設の環境を整備し、医学的・心理的 支援を行います。
- ・ストレス解消法や不安軽減等のセルフケアに関する情報提供を実施し、心身回復 を支援します。【再掲】
- 自分自身の安全を守り、安心して生活するための支援プログラムを実施します。【再掲】
- ・民間委託施設等を利用している当事者に対して、心理的ケアなど、専門家による支援を行います。
- ・カウンセリング等を行う医療機関や民間団体の情報提供に努めます。
- ・精神的なケアなど、民間団体が実施する自立支援活動を支援します。
- ・犯罪被害者等が受けた精神的被害について、二次被害を含め、早期に回復できるよう、犯罪被害者等のニーズに応じ、適切なカウンセリングを実施します。
- ・性犯罪・性暴力被害を受けた方に、初診料、診断書、緊急避妊費用、性感染症検査 等に関する費用を負担します。
- ・犯罪被害者等に対し、精神的・経済的負担の軽減を図るため、被害者支援活動を実施します。
- ・犯罪被害者等への総合的な支援体制として、県、県警察、民間支援団体が一体となって「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、相談支援を実施します。【再掲】
- ・かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を運営し、 性犯罪・性暴力の被害者等(男性や性的マイノリティを含む)の相談支援を実施し ます。【再掲】
- ・在宅で生活する医療的ケア児の介助を行う家族の一時休息(レスパイト)のため、 看護師等の訪問支援の費用を補助し、家族の心身回復を支援します。

#### (3)加害行為の抑止

#### ア 加害者暴力の抑制や更生に向けた取組みの推進

- ・加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すな ど、事態の沈静化を図るよう努めます。
- ・DV加害者プログラムについて国の動向を注視しつつ、プログラムを実施する民間団体への支援などに取り組みます。
- ・DVの未然防止のために、気づきやコミュニケーション能力を高めるための啓発 を行います。【再掲】

#### (4)子どもへの支援

#### ア 児童相談所と連携した支援

・DVや家族間暴力と児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。【再掲】

#### イ 心理的ケアの実施

・児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等と連携した相 談により、子どもの心のケアに努めます。

#### ウ 学習機会の確保

- ・同伴する子が教育を受ける権利が保障されるよう、学習支援員を配置し学習支援 を行うとともに、必要な情報提供をします。【再掲】
- ・一時保護施設内にプレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が安心安全に過ごせる環境の整備に努めます。【再掲】
- ・生活困窮世帯の子どもの健全育成を図るため、福祉事務所に子ども支援員を配置 するとともに、学習の場や社会性を育むための居場所づくりに取り組みます。
- ・日本語指導が必要な子どもに、日本語指導や学校生活における支援、相談などを行います。
- ・外国につながりのある子どもの学校内外の支援を、民間団体と連携して充実しま す。
- ・帰国・外国人児童・生徒等の受入から卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を 図るため、地域人材と連携し、保護者を含めた支援体制の整備に取り組みます。
- ・子どもの転入等の手続きについて、適切な情報提供に努めます。

#### エ 就学金制度等の適切な運用及び情報提供

- ・授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。
- ・公・私立高等学校における各就学支援制度の審査において、状況に配慮した運用 を行うとともに、適切な情報提供に努めます。
- ・高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親、又はひとり親家庭 の児童が高等学校卒業程度認定試験の合格をめざす場合、対策講座の受講費用の 一部を支給します。

#### オ 母子・ひとり親家庭への支援

- ・子どもを同伴している当事者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援 に努めます。
- ・児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに、受給のための証明 書を発行する等円滑な運用に努めます。
- ・ひとり親家庭等への生活支援に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努め ます。
- ・ひとり親家庭等に医療費の一部を助成します。
- ・経済的に困窮するひとり親家庭等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を するため資金を貸し付けます。
- ・ひとり親が別居親から安定・継続的に養育費を受け取ることができるよう、公正証 書の作成経費や弁護士費用等の補助を行います。
- ・経済的困難を抱えた妊産婦の助産費用を支援します。

#### 施策の方向8 女性自立支援施設等における切れ目のない支援

一時保護後の当事者の自立に向け、女性自立支援施設や、母子が利用しやすい支援施設、 社会とのつながりを持った支援施設、民間団体が運営する支援施設など、中長期的に利用 可能で安心かつ安全に生活できる環境づくりを推進し、一人ひとりの状況に応じ、自分ら しく暮らすためのきめ細かな支援を行います。

地域生活への移行に際しては、孤立しないように、地域での生活再建を支える支援を実施します。

#### (1) 女性自立支援施設等における中長期的支援

#### ア 多様なニーズに応じた自立支援施設での支援

- ・女性自立支援施設を設置し、当事者が中長期に滞在できる落ち着いた環境で心身 の健康の回復を図り、自立に向けた準備が行える体制を整備します。
- ・長期入所型支援施設の活用も行い知的障がい等がある当事者の自立を支援します。
- ・民間団体と連携し、母子が利用できる自立支援施設を設置します。
- ・当事者の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持ちながら一時保護 及び自立に向けた支援を実施します。【再掲】
- ・一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設 <sup>23</sup>を運営する民間団 体を支援します。

#### イ 施設入所者への支援

- ・当事者の意思を尊重しつつ、日常生活を円滑に送るための生活支援を実施します。 【再掲】
- ・日常の栄養管理、食生活習慣の支援を行います。また、退所後を見据えた食生活管

ステップハウスとも言い、一時保護後の自立に向けた準備を行うための住まいをいう。

<sup>23 「</sup>中長期支援施設」

理の支援を行います。

- ・喫食量調査や、食事アンケートを実施し、入所者の食生活の充実を図ります。
- ・入所者の健康管理のため、定期健康診断及び婦人科検診を実施します。
- ・日常の健康管理、生活習慣の支援を行います。また、退所後を見据えた服薬管理等 の支援も行います。

#### ウ 若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティの方への配慮

・言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人や、DVをはじめ困難や被害、悩みがより潜在化しやすい傾向にある若年者や障がい者、高齢者、性的マイノリティの方等に対して、本人の意向や状況等を確認し、相談者の立場に立った配慮を行います。【再掲】

#### (2)施設退所後の支援

#### ア 退所後の支援

- ・女性自立支援施設の退所後、自立した生活を送る上で課題を抱えている退所者に、 自立に向けた支援を行います。
- ・女性自立支援施設の退所者が他の退所者や職員と交流し、意見交換や情報交換等 ができる場を提供します。

#### イ 地域における支援

- ・地域で生活するための相談や情報提供を実施します。
- ・新たな地域で自立生活を始める場合、当事者の意向を確認し、必要な支援を引き継 ぎます。
- ・自立生活を始める当事者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自 立に向けた支援を行います。
- ・各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団 体のスタッフが当事者に同行します。

# 9 数値目標

本計画を着実に推進していくため、次のとおり、数値目標を設定します。数値目標は本計画全体に係るものと、「8 具体的な取組み」で示した各「施策の方向」ごとに設定をします。

No.	分類	項目				
1	全体	「日々の生活に悩みや課題を抱える女性を社会全体で支援できている」と 思う人の割合				
2	全体	夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 ①平手で打つ ②何を言っても長時間無視し続ける ③大声でどなる ④生活費を渡さない ⑤交友関係や電話などを細かく監視する ⑥いやがっているのに性的な行為を強要する				
3	全体	恋人同士の間で起こる暴力が「デートDV」に当たることについての周知度 ①全体 ②10・20代				
4	施策 1	支援調整会議の設置市町村数				
5	施策 1	女性支援法に基づく基本計画の策定市町村数				
6	施策 1	DV防止法に基づく基本計画の策定市町村数				
7	施策 2	支援者向け研修受講者の理解度				
8	施策3	困難な問題を抱える女性のための居場所の提供(参加機会)の回数				
9	施策 4	DV防止啓発講座(デートDV含む)の受講者の理解度				
10	施策 4・5	かながわ女性の困りごと相談室のLINEの友達登録者数				
11	施策 4・5	DV被害者相談窓口の認知度				
12	施策 4・5	男性DV被害者相談窓口の認知度				
13	施策 4・5	DV相談LINEの友達登録者数				
14	施策 5	DV相談LINEの利用者が役に立ったと評価した割合				
15	施策 6 · 7	女性相談支援センターにおける支援に関して利用者の評価 ①職員は話しやすかったか ②保育や学習はどうだったか ③面接、各種情報提供は役に立つと思うか				
16	施策 7 · 8	女性自立支援施設において設定した自立に向けた目標の達成度				

### (※) \*は2022年度の現状値

(※)*は 2022 年度の現状性									
現状値									
2023 (※)	2024	2025	2026	2027	2028	No.			
10.7%	11.9%	13.1%	14.4%	15.7%	17.0%	1			
*①78.8% *②54.9% *③59.8% *④72.1% *⑤53.7% *⑥86.9%		_	_	_	①~⑥ 2022 年度よ り増加する こと	2			
①30.2% ②46.6%	①31% ②48%	①32% ②50%	①33% ②52%	①34% ②54%	①35% ②56%	3			
					33 自治体	4			
4 自治体	—	—		<del></del>	33 自治体	5			
31 自治体					33 自治体	6			
	90%	90%	90%	90%	90%	7			
<b>*</b> 55 回	110 回	110 回	110 回	110 回	110 回	8			
<u>—</u>	90%	90%	90%	90%	90%	9			
*90人	410 人	580 人	750 人	920 人	1,100人	10			
80.8%	86%	90%	95%	100%	100%	11			
24.8%	27%	30%	33%	36%	40%	12			
<b>*</b> 10,990人	13,600人	14,900人	16,200人	17,500人	18,800人	13			
<b>*</b> 78.7%	80%	80%	80%	80%	80%	14			
_	90%	91%	92%	93%	94%	15			
	85%	85%	85%	85%	85%	16			